

中城湾港泡瀬地区埋立事業の早期完成と東部海浜開発事業の 推進に関する意見書

東部海浜開発事業は沖縄市の都市像である「国際文化観光都市」の一翼を担い、沖縄市のみならず沖縄県の発展に大きく寄与する事業として多くの市民、県民が期待している事業である。

さらに、流通加工機能を有する中城湾港新港地区の促進につながる重要な事業であり、また、当該事業は中城湾港新港地区の浚渫土砂を有効活用するため投資効果も大きく、新港地区と泡瀬地区の東部海浜開発事業が同時に推進できる極めて有益な事業である。

一方、土地利用計画については市民参画により経済状況を見据えた見直し作業を進めているが、今年度中には市民に示す予定であり、その実現に夢と希望を抱いているものである。

このような中、国として第1区域中断・第2区域中止とする発言は地元の意向を全く無視するもので理解・容認できるものではない。国も地元の声にもっと耳を傾けるべきであり、引き続き事業を推進するべきものである。

当該事業は歴代市長が23年余にわたり、沖縄市の主要プロジェクトとして取り組んできた事業であり、国・県・市の三者が一体となり環境にも十分に配慮しながら進めてきたものである。

沖縄市議会も大多数の議員が市民の支持、支援をいただきながら、市民の思いがどれだけ重く強いものか、常に肌で感じながらここまで進めてきた事業でもある。

よって、雇用の創出、地域の活性化を図り、21世紀に羽ばたく沖縄市建設のため中城湾港泡瀬地区埋立事業の早期完成と沖縄市東部海浜開発事業の推進を強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月18日
沖 縄 市 議 会

あて先

内閣総理大臣 国土交通大臣（沖縄担当大臣） 衆議院議長
参議院議長 沖縄県知事 沖縄県議会議長